

お客様 各位

秋田県信用組合

## 「電子交換所」への移行と「代金取立手数料」の改定および「払戻可能日」の変更について

平素は、秋田県信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、電子交換所稼働に伴い、手形小切手の代金取立手数料および払戻可能日を変更いたしますのでお知らせいたします。

本改定は、電子交換所稼働に伴う事務処理コストに見合った手数料とさせていただくものです。

今後とも一層のサービス向上に向けて努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

## 1 「代金取立手数料」について

## (1) 改定日

令和4年11月4日（金）

## (2) 改定内容

変 更 後			変 更 前				
注) 各手数料には、消費税が含まれております。			注) 各手数料には、消費税が含まれております。				
項 目	内 訳		手数料 金額	項 目	内 訳		手数料 金額
代金 取立 手数料	電子交換	小切手	無料	代金 取立 手数料	同一店内及び 同一手形交換所内		無料
		手形	440円		当組合本支店間		440円
	個別取立 <small>（電子交換所に参加しない金融機関あての手形・小切手等および電子交換対象外の証券類（他金融機関通帳等）で郵送対応が必要となるものが対象となります。）</small>	至急扱い	880円	他金融機関	至急扱い	880円	
		普通扱い	660円		普通扱い	660円	

## 2 「払戻可能日」について

## (1) 小切手の払戻可能日

変 更 後		変 更 前	
内 訳	払戻可能日	内 訳	払戻可能日
同一店内	即日	同一店内	即日
電子交換	入金日の翌々営業日の13時以降	同一交換所内	入金日の翌々営業日の15時45分頃

## (2) 手形の払戻可能日

変 更 後		変 更 前	
内 訳	払戻可能日	内 訳	払戻可能日
電子交換	支払期日の翌営業日の13時以降 ①支払期日が金融機関休業日の場合、その翌営業日が支払期日になります。 ②支払期日当日に、手形資金の払戻しができなくなりますので、ご注意ください。	集中取立扱い	支払期日の翌営業日の12時以降

### 3 手形・小切手用紙への金額等の記入に関する注意事項

電子交換所では、手形・小切手のイメージデータの送受信により交換する方法で決済等を行います。手形・小切手の券面所定の項目以外の記入或不鮮明な記入があった場合は、イメージデータが不正確となり決済できない可能性もあります。

下記事項に注意して、ご記入等をお願いいたします。

#### (1) 金額欄の記入

- ① 金額をアラビア数字（算用数字、1, 2, 3……）で記入するときは、チェックライターを使用して、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
- ② 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

#### ● 金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

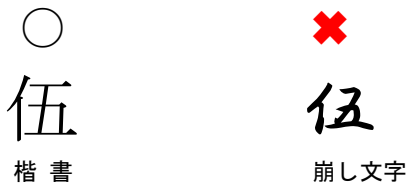
	<u>1</u>			<u>2</u>				<u>3</u>		<u>4</u>			<u>5</u>		<u>6</u>		<u>7</u>		
漢数字	壹	壹	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質

	<u>8</u>		<u>9</u>		<u>10</u>		<u>100</u>			<u>1,000</u>			<u>10,000</u>	
漢数字	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

【その他】 金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤りを防止するため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください

#### ● 崩し字の例






#### (2) 訂正方法

- ① 金額を誤記された場合
  - ・訂正せずに、新しい手形・小切手用紙を使用してください。
- ② 金額以外の記入事項を訂正される場合
  - ・訂正箇所にお届け印を押印してください。
  - ・訂正の記入内容や押印を、金額欄、組合名に重ねないでください。

NO	<b>約束手形</b> YM007907 けんしん商事株式会社 株式会社けんしん商事 殿	見本
収入 印紙 (印)	金額 金伍百万円 × (印)	
上記金額をあなたまたはあなたの指図人へこの約束手形と引替えにお支払いいたします 令和 ○年 ○月 ○日		

(3) 禁止事項・留意事項

- ① 手形券面へのメモ書きや文字による復記や補記は行わないでください。金額欄への押印や金額の復記は行わないでください。
- ② 届出印が不鮮明、印鑑相違等で決済できない場合は、取立依頼人にご返却する場合がありますので、ご了承ください。

✖ けんしん建設様		約束手形	YM007907
収入 印紙 	けんしん商事株式会社 殿	見本	
金額		✖ ¥5,000,000	
✖  金伍百万円 			
上記金額をあなたまたはあなたの指図人へこの約束手形と引替えにお支払いいたします			
令和 ○年 ○月 ○日			

4 手形・小切手からの電子的な決済手段への移行について

金融界では、政府で閣議決定された約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化に向けて、政府・産業界と連携しながら、令和6年度内での手形・小切手の全面的な電子化を目指しています。

電子化による印紙税や紛失リスクの削減、決済・経理事務の効率化およびペーパーレス化に向けて「でんさいネットサービス」、「法人IBサービス」などを用意していますので、電子決済サービス等への切替をご検討いただきますようお願いいたします。サービス内容、費用等についてはお取引店へお問い合わせください。

以上